



公益社団法人 日本バス協会



一般社団法人 全国旅行業協会
ALL NIPPON TRAVEL AGENTS ASSOCIATION



一般社団法人 日本旅行業協会

2017年12月28日

貸切バスツアー適正取引推進委員会

貸切バスツアー適正取引推進委員会への通報窓口再周知について

貸切バスツアー適正取引推進委員会は安心安全な旅行を提供するための取組みの一環として、2016年8月30日、公益社団法人日本バス協会、一般社団法人全国旅行業協会及び一般社団法人日本旅行業協会により、主体的な取組みとして設置を致しました。設置にあたっては、貸切バス事業者の安全コスト確保の観点から、旅行者と貸切バス事業者の適正な取引の推進を目的とし、取組みを行なっております。

具体的取組み内容としては、通報窓口に通報があった場合、旅行者、貸切バス事業者に対する事実関係の調査を行ない、その結果本委員会による審議が必要と判断されるときは、委員会に付議し、その審議結果に基づいて改善等を図っております。また、本委員会で審議された事案で、行政指導が必要と判断されるものは、当該行政指導権限のある行政庁に通知を行なう場合もあります。

安心安全への取組み強化を目的に、このたび、より一層通報しやすい環境整備の一環として、従来の通報窓口に加えて各協会別の電話番号とメールアドレスをわかりやすく表示することと致しました。情報や相談等がございましたら、ご遠慮なく下記窓口もしくは各関係協会までお知らせくださいますよう、お願い申し上げます。

貸切バスツアー適正取引推進委員会通報窓口

03-3597-3031 bustaisaku@jata-net.or.jp

各協会別窓口

一般社団法人日本旅行業協会 国内旅行推進部	電話番号	03-3592-1276
	メールアドレス	bustaisaku@jata-net.or.jp
一般社団法人全国旅行業協会	電話番号	03-6277-8310
	メールアドレス	bus-tour@anta.or.jp
公益社団法人日本バス協会	電話番号	03-3216-4011
	メールアドレス	kashikiri-bus-unchin@bus.or.jp

※参考資料

(別添) 貸切バスツアー適正取引推進委員会運営規則

(別添)

貸切バスツアー適正取引推進委員会運営規則

(趣旨)

第1条 この規則は「貸切バスツアー適正取引推進委員会」(以下、委員会という)の運営について定める。

(役割)

- 第2条
- 1 委員会は、貸切バスを使用した旅行会社による旅行の安全を確保することを目的とする。
 - 2 委員会は、中立性、公平性を確保するものとする。

(関係機関等からの通報や相談に応じる窓口の設置等)

- 第3条
- 1 (公社)日本バス協会、(一社)全国旅行業協会、(一社)日本旅行業協会はそれぞれ貸切バスを利用した旅行商品の安全確保のために関係機関等からの通報や相談に応じる窓口を設置することとする。
 - 2 窓口に寄せられた事案について旅行者に係るものは、所属する旅行業協会が調査し、旅行者に通知して迅速な対応を求めることとする。また、貸切バス事業者に係るものは日本バス協会が調査し、貸切バス事業者に通知して迅速な対応を求めることとする。
 - 3 窓口に寄せられた事案について審議が必要と判断した場合は、委員長に報告することとする。

(委員会の開催)

- 第4条
- 1 委員会は、委員長の指示を受けて事務局が招集し、窓口に寄せられた事案のうちツアーの安全確保に関する重要事項について審議する。
 - 2 委員会は、委員の過半数の出席により成立する。

(委員会の意見の決定)

- 第5条
- 1 委員会の審議は原則として出席者の過半数でこれを決し、可否同数の場合は、委員長の決するところによる。
 - 2 議案の内容に直接の利害関係を持つ者は、当該議案については委員会の採決に加わってはならない。

(観光庁等への報告)

第6条 委員会で審議された事案で、行政指導が必要と判断されるものは、観光庁等に報告することとする。

(委員会の構成等)

- 第7条
- 1 委員会は有識者のほか(公社)日本バス協会、(一社)全国旅行業協会、(一社)日本旅行業協会および弁護士、行政関係者などあわせて10名以内により構成する。
 - 2 委員会は、互選により委員長を選出し、委員長は副委員長を指名する。副委員長は、委員長がその任に当たれない場合は、委員長を代行する。

(委員の任期等)

- 第8条 1 委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。
2 委員が任期中に退任しようとする場合は、委員長に届け出ることとする。

(秘密保持義務等)

- 第9条 1 委員は、委員会の審議において知り得た一切の情報について、第三者に開示してはならない。
ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りではない。
一 秘密保持義務を負うことなく既に保有している情報
二 秘密保持義務を負うことなく第三者から正当に入手した情報
三 委員会の審議を行う際、公知であった情報
2 委員は、前項の規定により秘密保持義務を負う情報を委員会での審議のために利用し、それ以外の目的に利用してはならない。
3 委員は、その地位を離れた後も、前二項を遵守する義務を負う。
4 前三項の事項を確保するため、委員は「秘密保持契約書」を事務局と交わすこととする。

(委員会の事務等)

- 第10条 1 委員会の事務局は、(一社)日本旅行業協会に設置する。
2 事務局は、委員会の議事録を作成し、保管しなければならない。

(経費の負担)

- 第11条 委員会の運営に係る費用が必要な場合は(一社)全国旅行業協会、(公社)日本バス協会、(一社)日本旅行業協会がそれぞれ分担して負担することとする。

(改正)

- 第12条 この規則の改正は、委員会の審議を経て委員会が行う。